

# 第 118 回 総 会

## 南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平 成 2 7 年 7 月 2 2 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

## 第 118 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 27 年 7 月 22 日 (水) 午後 2 時 00 分
2. 閉会年月日 平成 27 年 7 月 22 日 (水) 午後 2 時 22 分
3. 開催場所 南部町立中央公民館 町民室
4. 出席委員 (26 人)

会長	16 番	前 田	稔		
会長職務代理	15 番	赤 石	敏 文		
委員	1 番	磯 川	齋	2 番	藤 田 博 康
	3 番	山 内	一 男	4 番	庭 田 藤 樹
	5 番	野 田	清 八	6 番	川守田 雄 一
	7 番	中 村	文 男	8 番	四 戸 正 子
	9 番	堀 内	重 男	10 番	工 藤 雄 一
	11 番	坂 本	俊 孝	12 番	工 藤 喜代治
	13 番	梅 内	勝 治	14 番	石 橋 薫
	17 番	西 塚	晴 義	18 番	高 森 直 樹
	19 番	佐々木	照 雄	20 番	砂 庭 周 平
	21 番	高 橋	仁	22 番	中 野 らん子
	23 番	馬 場	隆	24 番	工 藤 茂
	25 番	松 村	範 明	26 番	庭 田 豊 茂

5. 欠席委員 (0 人)

6. 会議書記

事務局長	中 里	司
班長	佐 藤	慶

7. 会議日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 2 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 日程第 5 議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第 13 号 南部農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
- 日程第 7 議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
- 日程第 8 議案第 15 号 別段の面積の設定について

事務局長	<p>ただいまから、第 118 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、前田会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
前田会長	<p>本日はお忙しい中、また暑い中お集まりいただきありがとうございます。 体調を崩さないよう気をつけて頑張りましょう。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 26 名中 26 名で、委員定足数に達しておりますので、第 118 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は前田会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 1 分)</p>
議長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>21 番 高橋仁 委員</p> <p>22 番 中野らん子 委員 を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 報告第 2 号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>それでは、報告第 2 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので、報告するもので、1 件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成 11 年 8 月 19 日から平成 31 年 8 月 18 日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引き渡しの時期は平成 27 年 7 月 3 日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上です。</p> <p>ただいまの報告第2号について、発言はありますか。</p> <p>【「なし」の声あり】</p> <p>発言がないようですので、以上で報告第2号「使用貸借合意解約書の受理について」の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第5 議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>議案第12号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は7件で、使用貸借による権利の設定が1件、所有権の移転に関するものが6件であります。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>藤田博康 調査員</p>
<p>藤 田 調 査 員</p>	<p>2番 藤田から説明いたします。</p> <p>去る7月14日、庭田 調査員と中央公民館において、議案第12号・農地法第3条 及び 議案第13号・南部農業振興地域整備計画の変更に係わる案件について、関係者立ち会いのうえ聞き取り調査を行いましたので説明します。</p> <p>まず、議案第12号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡人は遠隔地に居住していることから耕作ができないため譲渡するものです。</p> <p>番号2番の申請理由は、譲受人が新規に営農するため申請地を取得するもので、譲渡人は労働力不足のため譲渡するものです。</p> <p>番号3番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡人は労働力不足のため譲渡するものです。</p> <p>番号4番の申請理由は、借受人が農業経営規模を拡大するため使用貸借による権利を設定するもので、貸付人は労働力不足のため貸付するものです。</p> <p>番号5番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡人は相手方の要望により譲渡するものです。</p> <p>番号6番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡</p>

	<p>人は相手方の要望により譲渡するものです。</p> <p>番号7番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡人は労働力不足のため譲渡するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第12号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6 議案第13号「南部農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、1番 磯川齊 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第13号について、ご説明いたします。</p> <p>南部農業振興地域整備計画の変更につきましては3件で、区域からの除外申し出がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、お諮りするものです。</p> <p>なお、別紙資料に案内図、位置図及び配置図を添付しておりますので、ご参考にしてください。調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>ここで、磯川齊 委員の退席をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時10分 磯川委員退席)</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>藤田博康 調査員</p>
藤 田 調 査 員	<p>議案第13号について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる農業振興地域整備計画の変更基準により、農用地区域外の土地を代用することが困難である、農用地集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない、農業用施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない、土地改良法による事業の工事完了後8年を経過している、の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p>

	<p>申出者、変更区分、変更する区域の地番、変更面積、地目、農用地利用計画における用途、土地基盤整備事業の実施状況は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の変更理由は、申出者が申請地に農家住宅及び農業用倉庫を建築するため、農用地区域から除外するものです。</p> <p>調査の結果、変更内容は変更基準に照らし、除外相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農業振興地域整備計画の変更基準及び農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第13号の番号1番について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、名川・森越地区で、南部町役場剣吉支所から南東700mに位置し、主要地方道名川階上線に近接する場所です。</p> <p>事業内容は、申出者の住居が県道櫛引上名久井三戸線の拡幅改良工事により、移転しなければならなくなったため、敷地面積643㎡に建築面積は115.26㎡の住居及び建築面積92.54㎡の農業用倉庫を建築するものです。</p> <p>農地区分については、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある生産性の高い農地」と認められることから、第1種農地と判断されます。</p> <p>第1種農地の除外は、原則として許可することができないのですが、集落を接続する役割が可能な農地であることから、今回の申請目的、事業面積を勘案して、除外については例外的に問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第13号の番号1番について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第13号の番号1番については、原案のとおり変更相当として、意見を付して南部町長に送付することに決定いたします。</p> <p>ここで、磯川齊委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時14分 磯川委員着席)</p> <p>続いて、議案第13号の番号2番から3番について、説明を求めます。</p> <p>藤田博康 調査員</p>
藤 田 調 査 員	<p>番号2番の変更理由は、事業計画者である一般社団法人が申請地に老人ホームの駐車場を整備するため、農用地区域から除外するものです。</p> <p>番号3番の変更理由は、事業計画者である電気通信事業者が携帯電話無線中継基地局を建設するため、農用地区域から除外するものです。</p>

<p>議 長</p>	<p>調査の結果、変更内容は変更基準に照らし、除外相当と認められます。 以上で説明を終わります。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>事務局から補足説明をお願いします。 佐藤班長</p> <p>議案第 13 号の番号 2 番から 3 番について、補足いたします。 番号 2 番の申請地の位置ですが、南部・小向地区で、南部町役場南部分庁舎から北西約 1.1 km に位置し、県道浅水南部線に面しています。 事業内容は、事業計画者が建設を予定している老人ホームの隣接地に職員及び来客用の駐車場を整備するものです。 番号 3 番の申請地の位置ですが、南部・大向地区で、特別養護老人ホームから南東約 500m に位置し、町道と町道が交差するところです。 事業内容は、電気通信事業を営む事業計画者が、携帯電話サービスの提供を図るため、中継基地局を建設するものです。 農地区分については、番号 2 番及び 3 番とも「小集団の生産性の低い農地の区域」と認められることから、第 2 種農地と判断されます。 第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、除外については問題ないと考えます。 以上、補足説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 13 号の番号 2 番から 3 番について、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認めます。 よって、議案第 13 号の番号 2 番から 3 番については、原案のとおり変更相当として、意見を付して南部町長に送付することに決定いたします。 次に、日程第 7 議案第 14 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 ここでは、6 番 川守田雄一 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 それでは、川守田雄一 委員の退席をお願いします。 <p style="text-align: right;">（午後 2 時 18 分 川守田委員退席）</p>議案の朗読と説明を求めます。 佐藤班長</p>

佐藤班長	<p>議案第 14 号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、1 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は畑、期間は 9 年 8 か月で、使用貸借による利用権の設定です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第 14 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 14 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、川守田雄一 委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: right;">（午後 2 時 20 分 川守田委員着席）</p> <p>次に、日程第 8 議案第 15 号「別段の面積の設定について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 15 号について、ご説明いたします。</p> <p>平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積として設定できることになりました。</p> <p>現在、南部町の別段の面積は、平成 22 年 1 月に設定した「町全体で 20 アール」ということで定めております。</p> <p>農業委員会では、毎年、下限面積（別段面積）の設定又は修正の必要性について検討することとなっていることから、別段の面積について、次のとおり提案いたします。</p> <p>現行の別段の面積 20 アールの変更は行わない。</p> <p>その理由は、新規就農者等の受け入れの促進により、農地の有効利用を図る観点から、耕作意欲のある者の参入を促し、遊休農地の解消及び発生防止に資するためです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第 15 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>



	<p>よって、議案第 15 号「別段の面積の設定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 118 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 22 分)</p>
--	---

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 27 年 7 月 22 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員